

議案第 71 号

首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について  
道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 3 条第 6 項の規定に基づき、首都  
高速道路株式会社が別紙のとおり埼玉県道高速さいたま戸田線に関する事業の料金の  
額及びその徴収期間を変更することについて、同条第 7 項の規定において準用する同  
条第 3 項及び第 4 項の規定により同意することの議決を求める。

令和 8 年 2 月 3 日提出

さいたま市長 清水 勇人

(別紙)

埼玉県道高速さいたま戸田線に関する事業の料金の額及びその徴収期間について、  
その一部を次のとおり変更する。

1(1)ア中

「 (単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	23. 616
普通車	29. 52
中型車	35. 424
大型車	48. 708
特大車	81. 18

」を

「 (単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	25. 9776
普通車	32. 472
中型車	38. 9664
大型車	53. 5788
特大車	89. 298

」に改め、1(2)ア中「並びに東京高速道路株式会社線」を削り、1(2)ア(注)(ア)中cを削り、1(2)ア(注)(イ)中「ETC専用施設（道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号に規定するETC専用施設をいう。以下同じ。）のみが設置された」を「ETC車のみが通行可能と標識その他の方によって表示されている」に、「入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社」を「入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社若しくは中日本高速道路株式会社」に改める。

2中「ETC専用施設のみが設置された」を「ETC車のみが通行可能と標識その他の方によって表示されている」に改め、2(1)中「当該出入口等から退出できずに」を削り、「せざるを得ない場合」を「せざるを得ないとき」に、「同表に掲げる料

金距離が4.2km以下となる場合の料金の額について」を「適用した料金の額が下表Bに掲げる額に満たない場合」に、

「表A

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1448.88
普通車	1773.60
中型車	2098.32
大型車	2828.94
特大車	4614.90

表B

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232
大型車	359.4444
特大車	499.0740

」を

「表A

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1578.768
普通車	1935.960
中型車	2293.152
大型車	3096.834
特大車	5061.390

表B

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	251.31264
普通車	276.64080
中型車	301.96896
大型車	364.31520
特大車	498.26220

」に改める。

3 本文中「料金距離が4. 2 km以下となる」を「1に基づき算出した料金の額が下表に掲げる料金の額に満たない」に、

「

料金距離	料金の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
4. 2km 以下	251. 5488 円	276. 9360 円	302. 3232 円	359. 4444 円	499. 0740 円

」を

「 (単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	251. 31264
普通車	276. 64080
中型車	301. 96896
大型車	364. 31520
特大車	498. 26220

」に改め、3 (注) ア中(イ)を削り、3 (注) イただし書中「料金距離が4. 2 km以下となる場合の料金の額について」を「1に基づき算出した料金の額が上表に掲げる料金の額に満たない場合」に改める。

4(1)中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改め、4(1)ア(イ)を次のように改める。

#### (イ) 割引後の額

1に基づき算出した料金の額が、下表に掲げる割引後の額を超える場合は、下表の区分に応じた割引後の額を適用する。

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1578. 768
普通車	1935. 960
中型車	2293. 152
大型車	3096. 834
特大車	5061. 390

4(1)中クを削り、4 中(3)を とし、(2)を とし、(1)の次に

#### (2) 割引を適用する出入口等について

未供用の路線の供用開始等の理由により、 ウ及びエの各表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。」を加える。

6を削り、5を6とし、4の次に

## 「5 基本料金及び特別の措置における社会実験への料金適用

有料道路の料金に係る社会実験については、次のとおりとする。

### (ア) 適用する自動車

首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

### (イ) 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

### (ウ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

### (エ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

### (オ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記(ア)から(エ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

」を加える。

6の次に

## 「7 実施期日

1 ア、2 (「なお、ただし書きにおいて、適用した料金の額が下表Bに掲げる額に満たない場合は、1回の通行につき1台当たり、下表Bの区分に応じた額とする。」の部分並びに表A及び表Bに限る。)、3 (本文、表及び(注)イに限る。) 及び4 アに掲げる事項は、令和8年10月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。

」を加える。

別添2及び別添3中「ETC専用施設のみが設置された」を「ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている」に改める。